

氏名	松岡 薫
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 8 4 2 5 号
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	民俗芸能の演技をめぐる民俗学的研究 —熊本県南阿蘇地方の俄を事例として—

主査	筑波大学 教授	博士（文学）	古家 信平
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	徳丸 亜木
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	中西 僚太郎
副査	熊本大学 名誉教授	博士（文学）	安田 宗生

論文の要旨

本研究は、これまで系譜論や芸能論に偏重しがちであった民俗芸能研究の革新を図るため、芸能の上演や稽古の場に注目し、身体と社会の連関という視座から民俗芸能の生成過程を明らかにしようとするものである。資料は平成20（2008）年から平成28（2016）年まで熊本県高森町で随時実施した参与観察で得たほか、旧家の文書、新聞資料や地誌類によっている。本研究は第1章から第6章、資料編から構成される。

第1章「序論」では、民俗芸能研究において「変わらぬもの」としての型が存在するという前提が保たれてきたため、次世代に継承される要素の抽出に関心があり、継承されない演技は議論から捨象され、民俗芸能の生成に関する議論が限定的なものとなってきたと指摘する。そこで常に変化しながら継承されるものとして芸能伝承の様態を動的に描くため、非固定的な要素が顕著にみられる熊本県高森町の風鎮祭で演じられる俄を対象とし、「身体」と「社会」の相互規定的な関係から民俗芸能がいかんして生み出されているかを、レイヴとウェンガーの提唱する「正統的周辺参加」と呼ばれる学習理論を援用して明らかにする、と述べる。

第2章「民俗芸能としての俄の成立」では、近世期において座敷遊びの幫間芸、年中行事の余興芸や地搦きなどで興を添える芸能であった俄が、近代に商業化され喜劇芝居化し、大阪や博多などの都市部では職業として俄を演じる俄師たちも活躍したが、現在は職業として芸人によって演じられるものはほぼなくなり民俗芸能として地域住民によって演じられるにいたる経緯が描かれる。地域で演じられる俄は、毎年演目が新たに作られ上演される一回性、その年の世相や流行を反映させる流行性、結末の意外さや衣装、化粧の奇抜さによる驚愕性、その場限りの当座性といった風流芸能の側面を持ち、伝承地は減少しつつあるが、地域の祭礼の中で継承されていることを明らかにする。

第3章「向上会の誕生—大正期における祭礼の資源化と演者集団の転換—」では、熊本県高森町の夏祭りである風鎮祭が大正期に広く熊本県下から見物人を集める祭礼に変容する過程で、俄の演者集団に起こった変化

を論じる。古くから宿場町として発展してきたこの地域は大正8年に熊本までのバス路線、昭和3年に鉄道が開通し、新聞広告を用いた遠方からの集客にも力を入れるようになるとともに、風鎮祭の中心的な担い手として19世紀半ばにはすでにあった若者組を母体にして、大正15年に向上会が結成される。これは俄を演じる3つの町内に住む青年たちによる自律的な組織であり、想定を超える見物人や新たに移住してきた人々への対応であるとともに、地域振興を目指した祭礼の改良を試みるものでもあった。それは交通機関の整備や新聞広告によって生まれる外部の見物客のまなざしを意識したものであるばかりでなく、造り物の山引きが自己の町内を通過し雑踏すなわち喧噪や賑わいが生み出される仕掛けを重視するといった町内ごとの対抗意識や、造り物に儀礼的価値を見出すといった地域の論理が存在しつつ「見せる」祭へと変容したことを指摘する。

第4章「実践共同体としての向上会—俄の演者集団としての側面に注目して—」では、現在5つの町内に結成されている向上会への入会、俄の稽古への参加、俄の上演、風鎮祭への関与という4つの段階を記述し、「向上会の会員になる」ことを論じる。現代の向上会は年齢、居住地、性別に制限があるが、拘束性はそれほど強くなく、地縁関係に基づく同齡集団ととらえるよりも、俄や祭礼に関わる参加を通して作られる「実践共同体」ととらえる。入会は1月のどんどこや直後の挨拶によるが、本格的な活動は8月初めにそれぞれの町内で俄の稽古が始まる時で、雑談や世間話をするうちに俄の題材や結末を列挙していく。新人はさまざまな雑用を任せられ、座敷に座る場所もなく板の間に座らなければならず、化粧を落とすのも最後になる。稽古はまず、演者の登場や場面転換に行われる「道行き」の所作と、上演開始前の口上と上演後のお花の披露の間の取り方やイントネーションに費やされ、次に演技の稽古になる。文字で書かれた台本がないため、あらずじと役柄の設定、落としのみが事前に決められ、演技は3人一組の演者がその場で考えながら繰り返し、相手の台詞への対応などを習得していく。相手からの発話に対して即座に反応することや、それを笑いに転化することは一朝一夕にはできない身体技法である。このように新人向上会員が習得する過程はレイヴとウェンガーがいう「正統的周辺参加」の過程ととらえることができ、向上会員として周辺の活動に従事することを通じて、会の全体像を学習しているのであり、年を経るごとに祭りにおける担当役職が変わると異なる衣服を着用することによって熟練者に移行したことが可視化される。しかし、必ずしもすべての参加者が「正統的」で「十全」ではないことを、高張という役割に注目することによって指摘し、そのような「周辺の」で「一時的」な参加者の存在は近年の向上会活動の柔軟さを示していることを明らかにする。

第5章「やり取りの場からみる俄の演技」では、演者と演者のかけ合いである俄の性格を稽古と上演の場で具体的に検討し、即興的とか二度とはやれない一回性にその本質があるとしてきたこれまでのとらえ方を検証する。一日に同じ演題が上演される場合でも細かな言葉づかひの差異や即興的なアイデアとアドリブにより、登場人物の性格を観客に印象的に伝えたり観客からの野次やかからかいに応答する。一方、何度演じても変更されない固定的な台詞と定型的な演技が確認される。変更できない「落とし」の部分は、稽古で話の展開をふまえて何度も試行錯誤のうへ決められていく。落としの文言が固定的なのに加え、その場面で演者から観客との間の定型的なやり取りが必ず行われ、それは演者と観客との間の暗黙の了解といえる。このような一回的な演技と、落としにみられるような定型的な文言とやり取りという、一見すると相反する要素が俄の演技に含まれていることを明らかにする。さらに、半月余りにおよぶ稽古の過程を検討することによって、俄が上演の場での思い付きや即興で演じられるものではなく、たとえ演者の配役が入れ替わる場合でも、稽古の中に演目のあらずじ、役柄の設定、落としといった演技構成が演者の中で共有されることから、それが可能になるのだと論じる。

第6章「結論」では、規範となる演技がありその習得過程を明らかにしてきた先行研究に対し、毎年作り直される俄においては稽古の初期段階で習得されるべき演技は存在しないと言え、身体技法の習得という問題関心から外れてきたが、一回的で創造的である俄の演技も向上会という実践共同体の営みの過程で作られる演技

であることが明らかになったとする。レイヴとウェンガーが提唱する「実践共同体」は伝統的な徒弟制度をモデルとしており、先行研究の「演技の共同体」論は安定的で閉じた実践共同体像を前提に分析されてきた。しかし、実践共同体の中心や外延がどこにあるのか分からない状態ではこうした議論の有効性に疑問が提起される。向上会においても毎年恒常的に新人が加入するとは限らず、活動が安定的であるとはいえないが、成員権を柔軟に変化させ、「周辺の」で「一時的」な参加のあり方をうまく活用している。これを「拡張する実践共同体」の一形態とみることができ、外延の曖昧さこそが向上会という組織が将来においても維持される可能性を示唆していると論じる。

高森の俄では台本が作成されないため、過去の俄に関しては芸題や、あらすじ、落としなどが不明であり、個人の記憶に頼らざるを得ないという資料の制約があるが、風流芸能の伝承過程を論じる上では、演技の定着、継承の過程について考察する必要がある、上演台本が残る地域の俄と比較しながら議論を深めることを今後の課題とする。

審査の要旨

1 批評

本研究は俄という民俗芸能を対象として、保存や活用という議論を超えて、具体的にそれを支える「演者」と「演技」に関する議論を行い、身体と社会の連関を通じた民俗芸能の継承と動態について考察するものである。近世以降の俄の展開と民俗芸能としての現在の特徴を広範にとらえたうえで、熊本県高森町における長期の調査資料を基礎として、向上会の活動の一つとしての俄を検討している。毎年、口頭で演技が作られ、記録に残されないことから、詳細な資料を作成したことは、この分野において大きな貢献といえる。旧家に保管されていた向上会記録を翻刻するなど、資料の整備という観点での寄与は大きい。ただ、近代の熊本県内の祭礼関係の検討は行政の関与を含め不十分なところが散見され、高森の俄の成立に関しての検討はさらに必要である。実践共同体への正統的周辺参加の理論は、民俗芸能研究における身体技法の習得に関する議論と親和性があり、いかにして向上会員になるかという点で参照されているが、確固とした組織でなく成員権や獲得されるアイデンティティにあいまいな点があることを、多様な状況に対する柔軟な対応と論じているため、さらに踏み込んだ分析の必要性を感じさせ、かなり詳細に整備された一次資料が十分に生かされていないといえる。ただ、現代の少子高齢化、過疎化といった問題に対する地域社会の対応を検討したものであり、現代民俗論としての意義も備えた論述であると言える。

2 最終試験

平成30年1月19日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。